

大口町告示第36号

大口町通所型サービスC事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町通所型サービスC事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町通所型サービスC事業実施要綱（平成30年大口町告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「大口町介護保険条例」を「条例」に、「第11号」を「第15号」に改める。

様式第1、様式第4、様式第6及び様式第7中「㊟」を削る。

様式第8中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。